

**正誤**

令和四年三月十八日厚生労働省告示第七十四号（複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件）

別表第一のK054の項の次に次を加える。

K054-2 脛骨近位骨切り術	K068-2 関節鏡下半月板切除術
	K069-3 関節鏡下半月板縫合術